

会員規則

第1条（適用）

本会員規則（以下「本会則」といいます。）は「ICONIQ」（以下「本クラブ」といいます。）の会員および本クラブに入会しようとする方に適用します。

第2条（目的）

本クラブは、会員の健康維持、健康増進等を図ることを目的とします。

第3条（管理運営）

本クラブのすべての施設は「ICONIQ 株式会社」（以下「会社」といいます。）が経営します。

第4条（会員制）

本クラブは会員制とし、本クラブの個別施設の利用範囲、条件および特典については別に定めます。

第5条（入会資格）

本クラブの入会資格は、以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とします。

- (1) 会社が定める各会員区分の資格に該当する方。
- (2) 本会則及び「個人情報保護方針」に同意した方。
- (3) 満16歳以上の方。但し、満20歳未満の場合入会時に親権者の同意が必要となります。
- (4) 本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを会社に申告いただいた方。
- (5) 医師等から運動、入浴等を禁止されていない方。
- (6) 他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患していない方。
- (7) 妊娠していない方、心臓病、糖尿病など疾患のない方。
- (8) 反社会的勢力（暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治的活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等）の関係者でない方。
- (9) 過去に会社が除名の通告をしたことがない方
- (10) その他本クラブが入会に相応しいと判断した方

第6条（入会手続き）

1. 本クラブに入会しようとするときは、以下に定める手続きを行うことにより、入会申込みを行っていただきます。
 - (1) 所定の申込書類（以下「入会申込書」といいます。）により、本会則及び「個人情報保護方針」に同意した上で入会申込書を行っていただきます。
 - (2) 会社は、入会資格の有無等を判断の上、入会の承諾を行います。
 - (3) 全員区分に従い、入会金30,000円と第9条に定める諸費用を会社に払い込みいただきます。
2. 未成年の方が入会しようとするときは、入会申込書により親権者の同意を得た上で、入会申込を行っていただきます。この場合、親権者は、法令に定めがある場合を除いて、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則の基づく義務および責任を本人と連帯して負うものとします。

第7条（変更手続き等）

1. 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、遠慮なく変更手続きを行うことにします。
2. 会社より会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、会員から届け出のあった最新の住所あてに行い、通知、連絡等の発送をもってその効力を有するものとします。

第8条（個人情報保護）

会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第9条（諸費用）

1. 会員は、会社に対し、会社が別途定める期日までに、入会金及びコース費用等会社が別途定める諸費用（以下「諸費用」といいます。）を支払うこととします。
2. 会員は、実際の施設利用の有無に関わらず、前項の諸費用を支払うこととします。
3. 一旦納入した諸費用は、事情のいかんをと問わず返還できません。

第10条（会員資格の取得）

第6条の入会手続きが完了したときに、会員資格を取得するものとします。

第11条（会員資格の相続・譲渡）

本クラブの会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権および譲渡担保権の設定その他一切の処分することができません。また、本クラブの会員資格は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。

第12条（ビジター/トライアル）

本クラブの一部の会員区分においては以下の条件を満たすことにより、会員以外の方（以下「ビジターまたはトライアル」）も、諸施設を利用いただくことができます。

- (1) 会社がビジターまたはトライアルを認めること。
- (2) 会社が別途定める施設利用料をお支払いいただくこと。
- (3) 本会則および会社が別途定める諸規則（以下「施設内諸規則」といいます。）を遵守すること。

第13条（施設内諸規則の遵守）

会員は、諸施設の利用にあたり、本会則および諸施設内諸規則を遵守し施設スタッフの指示に従っていただきます。また、諸施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

第14条（禁止事項）

会員（ビジターまたはトライアルを含む、以下本条において同様とする。）は、諸施設において次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷する行為。
- (2) 他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の一切の暴力行為
- (3) 大声、奇声を発する行為、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為
- (5) クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
- (6) 他の会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7) 他の会員や施設スタッフに対する過度な接触や連絡、待ち伏せや後をつけるなどのストーカー行為や迷惑行為。

- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。
- (9) 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為。
- (10) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
- (11) 高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内へ持ち込む行為。
- (12) シャワールームで髪を染める行為。
- (13) 施設スタッフに対する、会社以外の他社への就職あっせんや引き抜きの行為。
- (14) 中学生以下のお子様の同伴。
- (15) その他法令および公序良俗に反する一切の行為。

第 15 条（免責）

1. 本クラブは、第 14 条第 11 号で会員が高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内に持ち込むことを禁止しております。会員が金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、会社に故意または過失がない限り、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。ただし、会社が責を負うべき事由により会員が本条に定める損害を負った場合、10 万円を限度として会社は会員に賠償の責任を負うこととします。
2. 会員同士の間には生じた係争やトラブルについて、会社は一切関与いたしません。

第 16 条（会員の損害賠償責任）

諸施設の利用中に会員が会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する席を負い、会社はその責を負わないものとします。

1. 会員が施設スタッフの指示に従わず諸施設の機器を破損した場合、当該破損に伴う損害を弁償するものとします。

第 17 条（会員資格喪失）

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 第 21 条により除名されたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 会社が入会手続きをした施設の全部を第 23 条により停職したとき。
- (4) 会員に対し、破産手続開始、再生手続開始その他倒産処理手続（将来制定される手続きを含みます）開始の申立てがあったとき。
- (5) その他当会員が会員としてふさわしくないと判断したとき。

第 18 条（予約の変更・キャンセル）

1. 予約の変更は、お申込み済のコースの有効期限内のみとし、予約前日の営業時間内までに行うものとします。それ以降の変更・キャンセルはできず、1 回分のトレーニング（初回オリエンテーションを含みます。以下同様とします。）を実施したものとします。ただし、本クラブ判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。
2. 変更・キャンセルが認められなかったトレーニングに関しては、有効期限内に限り、別途費用をお支払いの上、再トレーニングを行うことができます。

第 19 条（有効期限）

会員は、コースの有効期限内に次の各項の規定回数のトレーニングを実施することとし、有効期限を延長することはできないこととします。有効期限の過ぎたチケットは消滅し、それ以上振替をおこなうことはできないこと

とします。

1. 8回チケットの有効期限は2カ月、
2. 16回チケットの有効期限は3か月、
3. 24回チケットの有効期限は5カ月とする。

第20条（中途解約）

会員は、お申し込みされたコースに係る契約を自己都合により中途解約するときは、書面により解約の申し出を行うものとし、会員の当該契約の申し出により契約は解約されます。解約の場合すでにお支払いいただいたコース費用の返還はいたしません。

第21条（除名）

1. 会社は、会員が次の各号に該当するときは、その会員を本クラブから除名することができます。除名された会員は、以後諸施設の利用が一切できません。
 - (1) 第5条の入会資格（第7号を除く。）を喪失したとき。または入会資格（第7号を除く。）を満たしていなかったことが入会後に判明したとき。
 - (2) 本会則及び施設内諸規則に違反したとき。
 - (3) 施設スタッフからの注意に対して忠実に対応しなかったとき。
 - (4) 他の会員、ビジターやトライアル、施設スタッフを誹謗し、中傷し、本クラブに被害の届け出があったとき。
 - (5) クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為があったとき。
 - (6) 他の会員、ビジターやトライアル、施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、本クラブにその旨の届け出があったとき。
 - (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設のスタッフを拘束する等の迷惑行為があったとき。
 - (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く党、法令や公序良俗に反する一切の行為があったとき。
 - (9) 刃物、火器、薬品など危険物を館内に持ち込む行為があったとき。
 - (10) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為を行い、施設スタッフの中止勧告に従わないとき。
 - (11) 施設スタッフに対する会社以外の他社就職あっせんや引き抜きを行ったとき。
 - (12) 本クラブの許可なく、直接施設スタッフからトレーニングを受けたとき。
 - (13) 法令及び公序良俗に反する一切の行為を行ったとき。
 - (14) トレーナーが会員と連絡取れなくなった場合、もしくはトレーニングを3回以上無断でお休みされたとき。
 - (15) 不潔・不衛生な服装の着用等、著しく本クラブ会員として身だしなみを逸脱したとき。
 - (16) 他の会員や施設スタッフに対する過度な接触や連絡、待ち伏せや後をつけるなどのストーカー行為や迷惑行為があり、本クラブにその旨の届け出があったとき。
 - (17) その他会社が会員としてふさわしくないと認めたとき。
2. 前項各号に基づき除名された場合には、諸費用の返還には応じません。

第22条（施設の閉鎖・休業および解散）

会社は、次の各号に該当するときは、諸施設の全部または一部の閉鎖、休業または本クラブの解散（以下「閉鎖等」といいます。）をすることができます。閉鎖等が予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員にその旨を告知します。

1. 気象災害その他の外因的事由により、会員に危険が及ぶと会社が判断したとき。
2. 施設の増改築、修繕または点検を実施するとき。
3. 定期休業するとき。
4. 事業譲渡その他本クラブの運営事業の承継、本クラブの運営事業の撤退その他重大な事由により、閉鎖がやむを得ないとき。

第 23 条（利用の禁止及び一部制限）

会員が次の各号に該当するときは、施設の利用を禁止もしくは制限することがあります。

1. 暴力団関係者であるとき。
2. 他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患しているとき。
3. 意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
4. 妊娠しているとき。
5. 飲酒等により安全に諸施設を利用することができないと会社が判断したとき。
6. 医師等から運動、入浴等を禁止されているとき。
7. 事前の問診及び検査（脈拍・血圧等）により、安全に運動することができないと会社が判断したとき。
8. その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。

第 24 条（諸費用並びに運営システムの変更について）

1. 会社は、会員が負担すべき諸費用について、会社が必要と判断したときは変更することができます。
2. 会社は、施設運営システムを、会社が必要と判断したときは変更することができます。
3. 第 2 項の場合、会社は 1 ヶ月前までに、会員にこれを告知します。
4. 会社はトレーナーの病気その他やむを得ない事情がある場合には、トレーナーの担当変更をすることができます。
5. 前項の場合、変更が決定した段階で、会員にこれを告知します。

第 25 条（本会則の変更）

会社は、本会則および施設内諸規則の改定を行うことができます。なお、改定を実施するときは、会社は予め改定の 1 ヶ月前までに告知することにより、改定した本会則および施設内諸規則の効力は全会員に及ぶものとします。

第 26 条（告知方法）

本会則における会員への告知は、会社のホームページの掲載御呼び会員から届け出のあった電子メールアドレス宛に電子メールを送信して通知するものとします。

第 27 条（管轄の合意）

本会則および施設内諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。